

形質変更時要届出区域台帳

兵庫県

整理番号	整 - 27 - 137	指定年月日・指定番号	平成28年4月12日 形 - 97	所在地	伊丹市瑞原4丁目1番1、1番3の各一部	
調製・訂正年月日	平成28年4月12日(調製)、平成28年8月4日(形質の変更の届出)、平成29年2月2日(形質の変更の届出)、平成29年3月21日(形質の変更の届出)、平成30年8月28日(区域の追加)、令和3年11月2日(区域の追加)、令和3年12月14日(形質の変更の届出)、令和5年4月11日(区域の追加)					
形質変更時要届出区域の概況	工場	面積	6,639.32 m ²			
法第14条第3項の規定に基づき指定された形質変更時要届出区域にあつては、その旨	一部該当					
最大形質変更深さより1メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかつた土壤汚染状況調査の結果により指定された形質変更時要届出区域にあつては、その旨、当該試料採取等の対象としなかつた深さの位置及び特定有害物質の種類	-					
土壤汚染のおそれの把握等、試料採取等を行う区画の選定等又は試料採取等を省略した土壤汚染状況調査の結果により指定された形質変更時要届出区域にあつては、その旨及び当該省略の理由	-					
汚染の除去等の措置が講じられた形質変更時要届出区域にあつては、その旨及び当該汚染の除去等の措置	-					
第58条第5項第10号から第13号までに該当する区域にあつては、その旨	-					
形質変更時要届出区域内の土壤の汚染状態	報告受理年月日	指定に係る特定有害物質の種類		適合しない基準項目	指定調査機関の名称	
	H28.3.17	トリクロロエチレン、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物		含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準	オルガノ(株)	
	H30.7.30	砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物		含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準	(株)ダケキ環境ソリューション	
	R3.9.24	砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物		含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準	(株)ダケキ環境ソリューション	
	R5.3.16	ふっ素及びその化合物		含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準	(株)ダケキ環境ソリューション	
土地の形質の変更の実施状況	届出(着手)時期	完了時期	土地の形質の変更の種類	実施者	土壤搬出	汚染土壤の処理方法
	H28.8.18	H28.9.30	土壤の掘削、井戸の設置	オルガノ(株)	有・ 無	-
	H29.2.16	H30.3.31	土壤の掘削、井戸の設置、配管の敷設	オルガノ(株)	<input checked="" type="checkbox"/> ・無	浄化(抽出-洗浄)
	H29.4.4	H30.3.31	土壤の掘削、基礎撤去	オルガノ(株)	<input checked="" type="checkbox"/> ・無	浄化(抽出-化学脱着)
	R4.1.11	R5.3.31	掘削除去、埋戻し	三菱電機(株)	<input checked="" type="checkbox"/> ・無	分別等処理(異物除去、含水率調整)

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 「形質変更時要届出区域内の土壤の汚染状態」については、土壤その他の試料の採取を行った日、当該試料の測定の結果等を記載した書類を添付すること。